整理番号 事務所 区分 管 理 番 号 受付印 平成 年 月 日 悉 の申告の基礎 由告年日日 六号 修正 更 ത . 更による 千葉県 県税事務所長 殿 申告 正 様式 所在地 期末現在の資本金の額又は出資金の額 (解散日現在の資本金の額又は出資金の額) (提出 (電話 (ふりがな) 同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しない 非中小法人等 用 法人名 期末現在の資本金の額及び 資本準備金の合算額 控 用 (ふりがな (ふりがな) 代表 者 自署押印 自署押印 資 金 മ 額 の 事業税の 地方法人特別税 事業年度分又は 日までの事業テム・ 月 日から平成 月 申告書 平成 年 年 (使途秘匿金税額等) 課税 標 要 税率(-100 事 法人税法の規定によって <1> 所 得 金 額 総 額 <333 計算した法人税額 業 道 所 年400万円以下 試験研究費の額に係 <34 <2> 府 税 000 00 法人税額の特別控除額 エエス 年400万円を超え年 <35 還付法人税額等の控除額 民 <3> 800万円以下の金額 000 00 退職年金等積立金に係る 税 年800万円を超え <36 <4> 000 00 法 人 税 額 課税標準となる法人税額又は 計 <34>+<35>+<36> 個別帰属法人税額 <37 <5> 000 00 000 割 以上の道府県に事務所又は 軽減税率不適用法人 <382 所を有する法人における課税標準 <6> の金額 000 00 000 税割 法 額 <7> 付加価値額総額 <393 <5>又は<6>× 道府県民税の特定寄附金 値 付 加 価 値 額 <40) <8> 000 00 <u>税 額 控 除 額</u> 外国の法人税等の額の 箵 資本金等の額総額 <41) <9> <u>控 除 額</u> 仮 装 経 理 に 基 づく法 人 本 資本金等の額 <10 割 <42 00 000 税割額の控除額 子 割 額 の 控 除 額 収入金額総額 <43 (控除した金額〈29〉) 差 引 法 人 税 割 額 〈7〉-〈8〉-〈9〉-〈10〉-〈11〉 割 収 金 <44) <12> 00 000 00 関 署 既に納付の確定した 与名 合計事業税額 <37>+<40>+<42>+<44>又は<38>+<40>+<42>+<44> <45 <13 00 00 4期分の法人税割額 税 成27年改正法附則第89 租税条約の実施に係る 理押 事業税の特定 寄附金税額控除額 <46> <14> 又は平成28年改正法附則 (47) 法 人 税 割 額 の 控 除 額 条 の 控 除 士印 仮装経理に基づく 既に納付の確定した当期分の事業税割 既還付請求利子割額が過大 <48> <49> <15> 00 事業税額の控除額 00 である場合の納付額(<32) この申告により納付すべ 事業税額 <45>-<46> <47>-<48>-<49>-<50> この申告により納付すべき 和税条約の実施に係 <50 <51> る事業税額の控除額 法人税割額 <12>-<13>-<14>+<15> 00 00 算定期間中において事務 <51° 月 <52° 付加価値割 <53 <17 00 00 所等を有していた月数 മ 均 内 円× 17 資 本 割 <54 収 入 割 <55> <18> 等 00 00 00 既に納付の確定した <51>のうち 差引 割 <57 <19 <563 00 見込納付額 <51> 当期分の均等割額 額 この申告により納付す 摘 要 課税標準 税率(-100-) 税 <20 00 べき均等割額 (18)-の申告により納付すべき 法 割に係入り 特別税 <58 <21) 00 00 00 道府県民税額 特 に 特別 係 税 <21>のうち見込納付額 <59 <22 뭬 00 00 税 合計地方法人特別税額 <58>+<59> 00 √ 装経理に基づく

・ とおりますが、

・ おりますが、

・ はいますが、

・ はいまずが、

・ はいますが、

・ はいまが、

・ はいまが、
< 既に納付の確定した当期分 の 地 方 法 人 特 別 税 額 特別区分の課税標準額 <61> <62 00 <24 000 都の 同上に対する税額 <64> <25 00 <24> × 100 1=<7 う付 申の 市町村分の課税標準額 <65 <662 <26 額 <64>-<65> 000 告計 所得金額(法人税の明細書(別表4)の(33))又は個別所得 同上に対する税額 す算 <67 <27 金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(42)) hn 損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額 <26> × 100 利 加 <68 及び復興特別所得税額 損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資 <28> 所 (控除されるべき額) 得 割 除した金 算 <692 <29 等損失準備金勘定への繰入額 金 額 (8>-<9>-<10>と<28>のうち少ない額 益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資 話 控除することができな 額 <70> <30 等損失準備金勘定からの戻入額 かった金額 <28>-<29> 既に還付を請求した ഗ 外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課さ <71> <31 計 れた外国法人税額 利子割額 既選付請求利子割額が 過大である場合の納付額 〈31〉-〈30〉(〈15〉) 計 仮計 <67>+<68>+<69>-<70>-<71> <72 繰越欠損金額若しくは災害損失金額又は債務免除等が <73 ______ 利子割還付額の均等割への充当 □希望する □希望しない あった場合の欠損金額等の当期控除額 法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(47))又は個別 <74 間納付額 <762 所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(55 法第15条の4の徴収猶予 付 決算確定の日 平成 日 割 を受けようとする税額 請 残余財産の最後の 求 還付を受けようとする 支店 月 散の日 平成 日 平成 年 月 В 分配又は引渡しの日 金融機関及び支払方法 口座番号(普通·当座) 申告期限の延長の処分 法人税の期末現在の資本金等の額 事業税 有∙無 有∙無 法人税の申告書の種類 法人税 青色・その他 は連結個別資本金等の額人税の当期の確定税額又は 承認)の有無 の 申 告 が 中 間 申 告 の 平成 合 の 計 算 期 間 平成 翌期の中間申告の要否 要・否 国外関連者の有無 有·無 結法人税個別帰属支